

石狩後志海区漁業調整委員会指示第 1 号

石狩振興局管内石狩市の浜益川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和 7 年 6 月 6 日

石狩後志海区漁業調整委員会
会 長 池 守 力

石狩振興局管内石狩市の浜益川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 9 4 号）第 5 2 条の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区 域					期 間
河口及び沿岸		沖合方位（真方位）		沖合	
左海岸	右海岸	左方	右方		
100m	200m	280° 00′	280° 00′	300m	令和7年 9月 6日から 令和7年10月13日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。